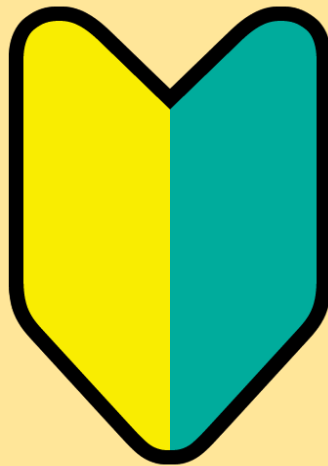


センター利用について

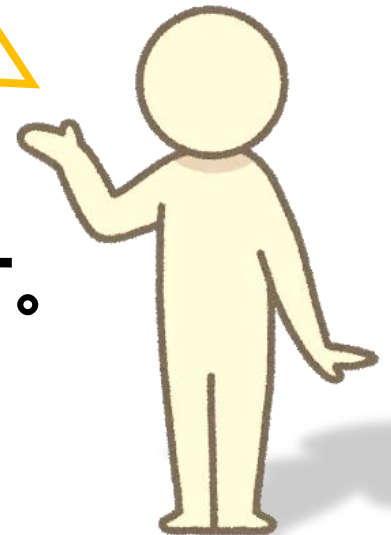
初めて利用される方



初めて利用される方

まずは、新規団体登録から始めましょう！

新規団体登録をして、初めてセンター利用が可能となります。



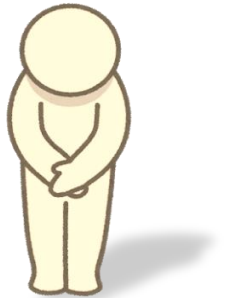
①新規団体登録に必要な書類・手続き

まずは…

① 新規団体登録申請書の提出

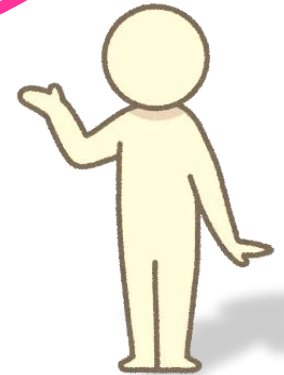
新規団体登録申請書をホームページからダウンロード又は、来所時に申請用紙に記入し提出して頂きます。

その際、団体の活動内容チラシや資料などがあれば一緒に提出をお願い致します。



①新規団体登録に必要な書類・手続き

新規団体登録が完了した際には、ご連絡致します。
※登録審査期間中、確認の為にご連絡する場合もございます。



完了の連絡が来ましたら、新規団体登録の手続きは終了です。
次のページに新規団体登録について注意書き**がありますので**
お読みください。



注意点

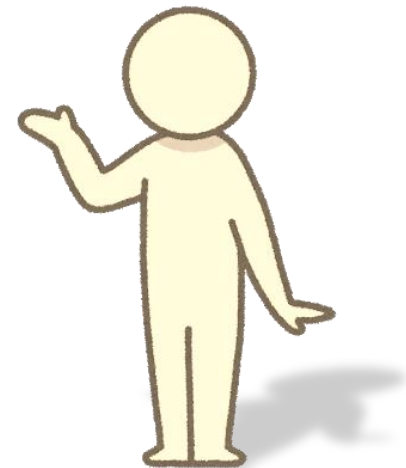


- 1.新規団体登録申請書を提出されてから登録まで、**1週間程度時間を要します。**その為、余裕を持って新規団体登録の申請を宜しくお願い致します。
- 2.**新規団体登録が完了していない段階**でのセンターのお部屋の**仮予約は出来ません。**予めご了承下さい。

センター利用方法等について

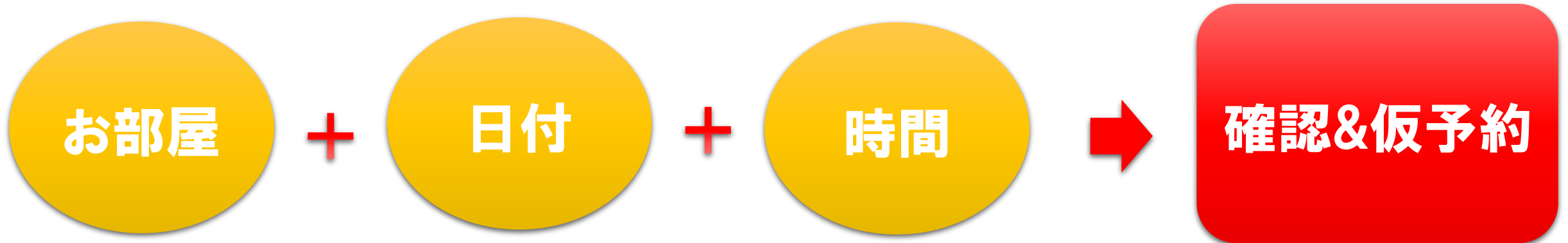
- ①. お部屋を仮予約
- ②. 福祉センター利用申請書の提出&お支払い
- ③. 使用日、申請書控えの所持

次ページに詳しく
説明いたします。



①センター利用方法等について

使用する**2週間前まで**に、使用したいお部屋の仮予約をしましょう。
仮予約をする場合、お電話での仮予約を推奨いたします。



※仮予約及び使用は、1ヵ月に1団体3回までです。

※1ヵ月前からの予約が可能です。

②センター利用方法等について

仮予約をしたら…

福祉センター利用申請書の提出及びお支払い

事前に使用する日時の仮予約を終えたら、福祉センター利用申請書をダウンロード又は、来所時に記入し、使用する2週間前までに提出して下さい。

団体の印鑑がある場合は、使用責任者の欄に団体の印鑑を押印してください。
押印がない場合、申請を受け付けできません。

また、申請書提出時にお支払いをお願い致します。

受付時間は、平日の8時30分～17時までです。

福祉センター利用料のお支払いに関する注意

1. 申請書提出時に料金のお支払いをお願い致します。
2. お支払い頂いた後に、日時と場所の変更はできません。
但し、北中城村社協側の都合の場合、この限りではありません。
3. お支払い頂いた後に、キャンセルされた場合、お支払い頂いた料金は返金できません。
台風時は、返金は出来ませんが日時の変更をお願いしています。
4. クーラー使用料は別途がかかります。お支払い頂いた後に、クーラーの使用・不使用の変更はできません。

③センター利用方法等について

センター利用時間

9:00～22:00

利用時間は、上記の時間内で**1時間単位**で利用できます。

また、次の団体にスムーズに貸出が出来る様に**利用時間内での準備及び片付け**をお願い致します。

利用する日には、申請書の控えをお持ち頂きますようお願い致します。
閉館時間は22時です。

福祉センター利用について注意

- ① 駐車台数に限りがありますので、乗り合わせの来場、又はバス・タクシー等の公共交通機関をご利用する等、各借用団体にてお考え下さい。
(※センター駐車場内での盗難・事故等については一切責任を負いません。)
- ② レク室を使用した後は、次の団体が気持ちよく使用できるよう使用後のモップ掛けをお願いします。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため使用後に室内のテーブル・椅子等のアルコール消毒をお願いします。(アルコール消毒液設置)

**ルールを正しく守って、
使用していきましょう！**



北中城村社会福祉協議会

TEL:(098)935-4520

FAX:(098)935-4603